

📁書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい📁

<個人>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)
例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

👉[提出期限は I -1ページ](#)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？
(補助金振込口座名義人、自動車検査証の所有者、領収証の宛名、等)

自動車検査証の所有者と使用者は一致していますか？
(一致していないことが認められるケースは、[II-9・10](#)ページ参照)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類は、片面コピーで、A4 サイズでお願いします。

- ◇ 補助金交付申請書(様式 1-1)
- ◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 <いずれか1つ>
- ◇ 自動車検査証
- ◇ (現金による支払い分)領収証
- ◇ 注文書 / 請求書 / 売買契約書等 <いずれか1つ>

★所有権留保付き購入の場合

◇ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書

★下取車がある場合

◇下取車入庫証明書(様式 4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

◇メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

👉 [「暴力団排除に関する誓約」](#)は、参照

Ⅱ. 申請者別補助金交付申請手続き

Ⅱ-3. リース会社

- リース車両の補助金交付申請は、リース会社が行い、補助金もリース会社に交付されます。但し、補助金相当額が車両のリース料金を支払う使用者の月々のリース料金に還元されることが条件です。
- 補助金を受けた車両の処分制限期間内の保有義務はリース会社にあります。リース契約期間は原則、処分制限期間以上としていただきますが、それ未満の場合は、リース会社が処分制限期間に達するまで保有しなければなりません。

1. 必要書類一覧

必要書類		詳細説明 参照ページ	書類様式
(1)	補助金交付申請書	Ⅱ-14	様式1-1 (全3枚)
(2)	申請者(リース会社)の確認書類	Ⅱ-15	様式8
(3)	借受人(リース契約者)の確認書類	Ⅱ-15	様式8
(4)	申請車両を確認する書類	Ⅱ-16	—
(5)	車両代金の支払い確認する書類	Ⅱ-17	—
(6)	車名および購入価格の確認書類	Ⅱ-17	—
(7)	【下取車がある場合】 下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類	Ⅱ-17	様式4
(8)	【提出不要。申請時に作成し保管】 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類	Ⅱ-18	様式11
(9)	リース契約の確認書類	Ⅱ-18	—
(10)	リース料金の確認書類	Ⅱ-18	様式3
(11)	型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類	Ⅱ-18	—

- ☞ センターが様式を指定する書類は、センターのホームページからダウンロードしてお使い下さい。
- ☞ 添付する書類は、片面コピーで、A4サイズをお願いします。
- ☞ 申請書類は、以下の宛先に、郵便か宅配便で送付してください。持ち込みによる受付は行いません。
- ☞ 提出された書類は返送いたしませんのでご了承下さい。

<書類送付先>

〒103-0027

東京都中央区日本橋1丁目16番3号 日本橋木村ビル9階

一般社団法人 次世代自動車振興センター

令和3年度補正CEV補助金(車両)受付 係

2. 必要書類の詳細説明

(1) 補助金交付申請書

➤ 補助金交付申請書(様式1-1)は車両1台につき1部(全3枚の内P1、P2)を提出して下さい。

☞ [記入例](#)

記入項目	記入要領						
1. 申請者に関する事項	<p>(1) (2)住所及び氏名又は法人名は登記簿謄本の通り記入して下さい。</p> <p>(3)「代表者名」は代表権をお持ちの方の氏名を記入して下さい。</p> <p>(4)「法人番号」は国税庁から指定されている法人番号(13桁)を記入して下さい。 ☆(注意)国税庁指定の13桁の番号。国税庁法人番号公表サイトで検索可能。 登記簿謄本に記載の会社法人等番号(12桁)とは異なります。</p> <p>☆(注意)申請者への補助金交付等に関する情報が、国のgBizINFOサイトにて公表されます。</p> <p>(5)「5:リース会社」を選択又は記入して下さい。 ・支店等が申請する場合、「支店申請」欄に「1:支店申請」を選択又は記入して下さい。 ・支店等が申請する場合は、支店等が登記されていること、支店等の代表者が代表権を持っていることが必要です。 →「支店代表者の代表権」欄に代表権の有無を選択又は記入して下さい。支店等の代表者が代表権を持っていない場合は、代表権者から申請者への委任状(様式は自由)を添付して下さい。</p> <p style="text-align: center;">📄 委任状記載事項</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>委任事項</td><td>クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項</td></tr><tr><td>委任者</td><td>住所、氏名</td></tr><tr><td>代理人</td><td>住所、氏名</td></tr></table> <p>(6)法人内のご担当者・連絡先について記入して下さい。</p>	委任事項	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項	委任者	住所、氏名	代理人	住所、氏名
委任事項	クリーンエネルギー自動車・インフラ導入事業促進費補助金に関連する一切の事項						
委任者	住所、氏名						
代理人	住所、氏名						
2. 車両に関する事項	<p>(1)以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:電気自動車、2:プラグインハイブリッド自動車、3:燃料電池自動車、4:超小型モビリティ</p> <p>(2) (3) (4)自動車検査証に記載されている通りに記入して下さい。</p> <p>(5)「銘柄ごとの補助金交付額」の通りに記入して下さい。外部給電機能、車載コンセントについては「1:有」又は「2:無」を選択又は記入して下さい。</p> <p>(6)「3:リース会社」を選択又は記入して下さい。</p> <p>(7)以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 2:リース使用者、3:車両管理責任者となる役員又は従業員、4:身障者関係者 ・「3:車両管理責任者となる役員または従業員」:下記Ⅱ-3.2「(4)申請車両を確認する書類」の例外1を参照。 ・「4:身障者関係者」:身障者減免制度適用上の制約から、車検証上の使用者がリース使用者と一致しない(例:リース使用者=申請者本人、車検証上の使用者=代行運転者)場合に選択又は記入して下さい。下記Ⅱ-16「(4)申請者を確認する書類」の例外2を参照。</p>						

	<p>(8)リース契約の有無につき「1:有」を選択又は記入した上で、リース使用者名等を記入して下さい。 ・リース使用者が法人の場合は、「住所」は、法人の本社の住所を記入して下さい。</p> <p>(9)申請車両の購入の際、過去に国のクリーンエネルギー自動車関連の補助金を受けた車両を下取車とした場合、「1:有」を選択又は記入した上で、車台番号を記入して下さい。</p>
3. 補助金額に関する事項	(1) 「銘柄ごとの補助金交付額」 で確認して記入下さい。
4. 補助金振込先に関する事項	<p>※記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。必ず通帳等で確認の上記入して下さい。</p> <p>(1)口座は、申請者(リース会社)名義の口座として下さい。フリガナも必ず記入して下さい。 (「1.申請者に関する事項」の「(2)氏名又は法人名」と同一の名義。代表者等の個人名の口座には振り込めません)</p> <p>(2)金融機関の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:銀行、2:信金、3:信組、4:その他 店名の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:本店、2:支店、3:出張所</p> <p>(4)預金種目の種類:以下から該当項目を選択又は記入して下さい。 1:普通・総合、2:当座、3:貯蓄、4:その他</p>
5. J-クレジット事業への参加	・リース会社は対象外です。(1)で「2:いいえ」を選択又は記入して下さい。
6. 申請に関する誓約	全ての項目につき内容を確認の上、□にチェック(☑を選択又は記入)して下さい。 ☆ (注意) 同意がない場合、補助金は交付されません。

(2) 申請者(リース会社)の確認書類

- 申請者の名称およびリース事業を行っていることが確認できる下記書類(写し)
発行後3ヶ月以内のもの
 - 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書の写し)
- センターが指定する様式(様式8)の役員名簿
・様式8の(注)を確認後、全項目を記入して下さい。

☞ [記入例](#)

☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。

☞ 「[暴力団排除に関する誓約](#)」は、参照

☆(注意) 転リースの場合は、中間リース会社も同様の書類を提出して下さい。

(3) 借受人(リース契約者)の確認書類

借受人の種類	必要な書類
地方公共団体	➤ 書類は必要なし

<p>地方公共団体 以外の法人</p>	<p>▶ 借受人が確認できる下記書類(写し)。発行後3ヶ月以内のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 商業登記簿の全部事項証明書(履歴事項証明書又は現在事項証明書) <p>▶ センターが指定する様式(様式8)の役員名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様式8の(注)を確認後、全項目を記入して下さい。 <p style="text-align: right;">☞ 記入例</p> <p>☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、参照</p>
<p>個人</p>	<p>▶ 借受人の氏名、現住所が確認できる公的証明書:下記のいずれか1つ(写し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 運転免許証(両面を1枚に複写) ※有効期限内のもの ● 住民票 ※発行後3ヶ月以内のもの ● 印鑑登録証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの <p>☆(注意) 補助金の交付申請前に、「暴力団排除に関する誓約」の内容を必ず確認しなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">☞ 「暴力団排除に関する誓約」は、参照</p>

(4) **申請車両を確認する書類**

- ▶ 申請車両が確認できる書類 (写し)
 - 自動車検査証 ※運輸支局長印のあるもの。「登録事項等通知書」は無効
- ▶ 上記書類における車両の「所有者」はリース会社、「使用者」は借受人(リース契約者)であることが必要です。

ただし、以下の場合、例外として「使用者」名が借受人(リース契約者)と一致しないことを認めます。

<p>例外1</p>	<p>○法人等が借受人の場合で、申請車両の「使用者」が、車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した、当該法人等の役員又は従業員等となっている場合</p> <p>この場合は、申請車両が適正に管理・使用されることが確認できる以下の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リース契約車両の管理、使用に係るリース会社、借受人(法人)、借受人の社員等による確認書(様式16) ● 法人等と申請車両の使用者の関係が分かる書類 <p>・「使用者」が役員の場合 申請者を確認する書類として提出いただく商業登記簿の全部事項証明書に記載のある役員の場合は追加の書類提出は不要です。 上記証明書に記載のない役員は、従業員の場合と同様の書類を提出ください。</p> <p>・「使用者」が従業員等の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ①在職証明書(様式17) ②在職証明書が正しいことを確認できる以下の書類 (写し) <ol style="list-style-type: none"> i. 従業員等の確認書類・・・運転免許証等 ii. 従業員等の給与所得の源泉徴収票 支払いを受ける者の住所、氏名及び支払者の住所、氏名以外は墨消してください。
<p>例外2</p>	<p>○申請車両の登録又は届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税又は軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「使用者」と借受人が一致しない状態となる場合</p> <p>※ただし、「使用者」と借受人が生計を一にする者である場合に限る。</p>

	<p>☆(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の適用を受けるための「所有者」「使用者」の要件は、自治体により異なります。制度については各自自治体にお問合せください。 ・車両の初度登録(届出)後に「所有者」が変更された場合、補助金の交付が受けられなくなりますので、事前によくご確認の上登録(届出)をお願いします。 ・「所有者」と「使用者」の不一致が認められるのは、車両の登録(届出)の年度に減免制度の適用を受けている場合のみです。 <p>(例) -次年度に減免を申請予定の場合は、認められません。 -補助金の交付後、車両の処分制限期間内に減免申請のために「所有者」を変更する場合は、補助金の返納の対象となります。</p> <p>この場合は、「使用者」と借受人の不一致が減免制度の要件によるものであることが確認できる以下の書類の提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し) <ul style="list-style-type: none"> ・減免承認通知書、又は減免申請書(收受印のあるもの)等 ● 「使用者」と借受人の生計同一が確認できる書類(写し) <ul style="list-style-type: none"> ・生計同一証明書、住民票等 <p>☆(注意)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度の申請(車両の入替え等)や上記書類の取得に時間がかかり、補助金交付申請の期限に間に合わない場合があります。そのような場合には、必ず事前に、センターにご一報ください(期限を過ぎた申請は一切受け付けできません)。
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(5) **車両代金の支払いを確認する書類**

※以下により、車両代金全額の支払いが完了していることを確認できることが必要です。

- ① 申請者自身が現金により支払いを完了した代金(現金、クレジットカード、銀行振込等による支払いを含む): 支払証憑(写し)

【支払証憑の例】

- 申請者宛ての領収証(領収証(控)は不可)
- 銀行振込み等で領収証が無い場合) 銀行発行の振込証明書(振込金受取書等)

☆(注意)

- ・金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付して下さい。
- ・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を提出して下さい。
- ・入金証明書の類は領収証として扱えません。

- ② 下取車の価格を購入金額の一部に充当した場合: 下記(7)ご参照。

(6) **車名および購入価格の確認書類**

- 車名・グレード及び購入価格が明示されている書類(写し)
(申請者が車両購入者となっている注文書、請求書、売買契約書等)
- メーカーオプションで外部給電機能又は車載コンセントを装着した場合は、上記書類にその旨の記載があることが必要です。

(7) **【下取車がある場合】下取価格が車両代金の一部に充当されたことの確認書類**

- 下取車の下取代金を車両代金の一部に充当した場合は、車両販売会社が記入した「下取車入庫証明書」(様式4)を提出して下さい。

- ▶ 併せて、車両購入の注文書、請求書、売買契約書等(上記(6))に当該下取車の明細が記載されていることが必要です。

☆(注意)

- ・下取車が過去にクリーンエネルギー自動車の補助金を受領している場合で、処分制限期間内に売却等の処分をする場合は、事前に財産処分の手続きと補助金返納が必要になります。

☞[財産処分の手続き](#)は参照

(8) **補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のための書類**

- ▶ 補助金を受けた車両(取得財産等)の管理のため、センターが指定する「取得財産等管理台帳・取得財産等明細表」(様式 11)を作成してください(申請書類としての提出は不要ですが、必要に応じ、センターから開示を求める場合があります)。

補助金を受けた車両は、4年又は3年の保有義務期間(処分制限期間)があり、その間は、当書類を備え付け、管理しなければなりません。

☞[記入例](#)

☞[処分制限期間](#)

(9) **リース契約の確認書類**

- ▶ リース契約書(賃貸借契約書)(写し)を提出して下さい。

【提出書類の条件】

- ・リース契約成立後の契約書であること。
- ・リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。
- ・リース契約期間は、原則、処分制限期間以上であること。

☆(注意) 転リースの場合は中間リース会社のリース契約書(賃貸借契約書)の写しも必要です。

(10) **リース料金の確認書類**

- ▶ センターが指定する「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)を提出して下さい。

☆(注意) 「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)の記載内容の要件

- ・月々のリース料金(消費税抜き)に補助金相当額が還元されていること。
→補助金相当額を全額一括して借受人(リース契約者)に還元することは不可。
- ・リース料金総額から計算した差額と月額リース料金から計算した差額が同額となること。

☆(注意) 転リースの場合には、中間リース会社作成の「貸与料金の算定根拠明細書」(様式3)も提出して下さい。

☞[記入例](#)

(11) **型式が「不明」となっている車両の仕様確認書類**

- ▶ 申請車両の型式が「不明」となっている車両の場合、その仕様が事前に承認を受けている補助対象車両と同一であることを証するメーカー又はメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書が必要です。

📎書類提出にあたり、以下の点をもう一度確認下さい📎

<リース会社>

☆ 書類に不備がある場合は申請受付とはなりません。

提出期限には間に合っていますか？

【提出期限】初度登録(届出)の日から1ヶ月以内(翌月の前日)(消印有効)
例外的に、初度登録(届出)の翌々月の末日まで(消印有効)

👉[提出期限は I -1 ページ](#)参照

申請書及びその他様式に、必要事項が、もれなく記入されていますか？

申請者の名前と書類等に記載された名前は、全て一致していますか？
(補助金振込口座名義人、自動車検査証の所有者、領収証の宛名、等)

自動車検査証の使用者と借受人(リース契約者)は一致していますか？
(一致していないことが認められるケースは、[II -16・17](#)ページ参照)

必要書類は全て整っていますか？

添付する書類はコピーで、A4 サイズでお願いします。

- ◇ 補助金交付申請書(様式 1-1)
- ◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し
- ◇ 役員名簿(様式 8)
- ◇ 自動車検査証
- ◇ (現金による支払い分)領収証
- ◇ 注文書 / 請求書 / 売買契約書等 <いずれか 1 つ>
- ◇ リース契約書
- ◇ 貸与料金の算定根拠明細書(様式 3)

★使用者が法人の場合

- ◇ 商業登記簿の全部事項証明書の写し
- ◇ 役員名簿(様式 8)

★使用者が個人の場合

- ◇ 運転免許証 / 印鑑登録証明書 / 住民票 <いずれか 1 つ>

★下取車がある場合

- ◇ 下取車入庫証明書(様式 4)

★型式が「不明」となっている車両の場合

- ◇ メーカー又はメーカーの委託を受けた輸入業者発行の確認書 <原本>

申請する補助対象車両の保有義務期間(処分制限期間)を確認しましたか？

申請者が反社会的勢力及びそれに準ずる者でないことを「暴力団排除に関する誓約」に基づいて確認しましたか？

👉 [「暴力団排除に関する誓約」](#)は、参照

2. 必要書類の詳細説明

(1) 計画変更

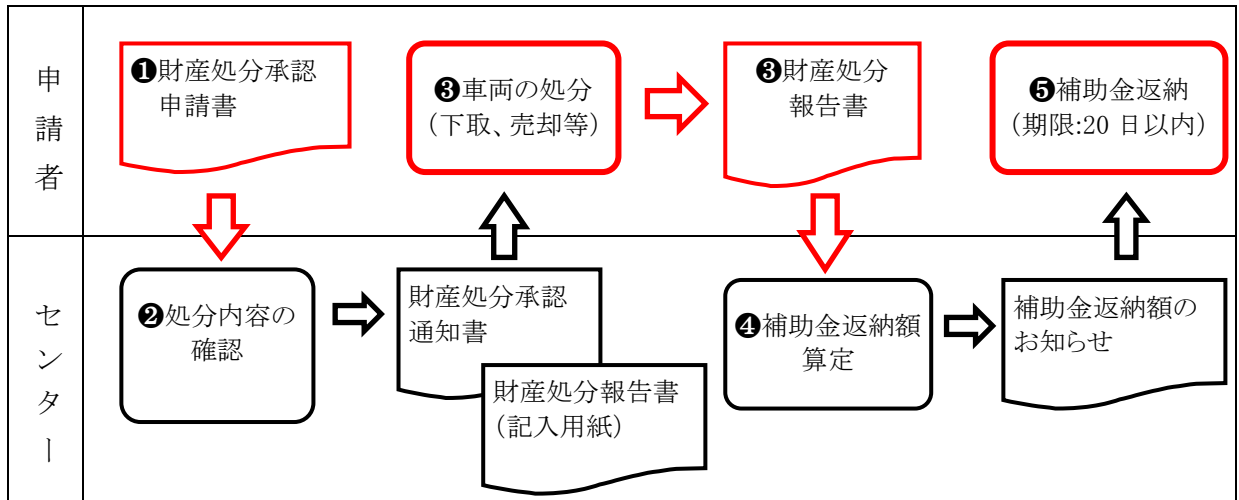
➤ 変更の内容によって、手続きが異なることがありますので、必ず事前にセンターにご相談下さい。

変更内容	具体的な例	提出書類
①軽微な変更	<ul style="list-style-type: none">▣申請者の名前の変更 (法人の代表取締役の変更、個人の改姓など)▣申請者の住所変更▣車両の登録ナンバーの変更 ※補助金の受領以降に発生する場合も対象となります。	変更届出書 <様式5>
②重要事項の変更	<ul style="list-style-type: none">・補助金交付決定から補助金振込みの間に発生した以下の変更が対象となります。<ul style="list-style-type: none">▣ 車両の売却、廃車等により、補助金の受領を中止する場合▣ 相続により、申請者(車両の所有者)の名義を変更して、補助金の受領をする場合 ※補助金の受領以降に車両の売却、廃車、名義変更及びリース契約者の変更等を行う場合は、「財産処分」となり、「財産処分申請書」で手続きしなければなりません。 ☞ この場合の手続きは、(2)財産処分を参照	計画変更承認申請書 <様式6>

(2) 財産処分

- ▶ 補助金の交付を受けた車両(「取得財産等」という)を処分制限期間内に処分する場合には、処分する前に財産処分承認手続きが必要です。
- ▶ 処分制限期間内にある車両を処分して、新たに補助対象車両を購入する場合、処分した車両の補助金返納が完了するまで、新たな車両への補助金は交付できません。
 - ・財産処分手続きの開始から完了までは期間を要しますので、早めの手続きをお願いします。

<車両処分(財産処分)の手続き>



①	<p>○必ず処分する前にセンターへ「財産処分承認申請書」を提出して下さい。</p> <p>☆(注意) 補助金を受けた年度によって「財産処分承認申請書」の様式が異なりますので注意して下さい。 ☞年度別の財産処分承認申請書は、IV. 様式集を参照</p>
②	<p>○センターで処分内容を確認し、「財産処分承認通知書」を発送します。</p> <p>同時に、財産処分後に返送いただく「財産処分報告書」(記入用紙)を同封します。</p>
③	<p>○車両を処分し、その処分内容を「財産処分報告書」に記入して提出ください。</p>
④	<p>○「財産処分報告書」に記載された処分内容に基づいて補助金返納額を算定し、補助金返納額と返納期限を記載した「補助金返納額のお知らせ」を送付します。</p> <p>☆補助金返納額は、原則、車両の「売却額」に基づいて以下の方法で算定します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金返納額</div> <div style="margin: 0 10px;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">売却額 ※1</div> <div style="margin: 0 10px;">×</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">補助金比率 ※2</div> </div> <p>※1 売却額が残存簿価相当額より低価である場合は、残存簿価相当額を用いて算定。 残存簿価相当額は、処分制限期間を償却期間とし、定率法による経過月数の償却後の簿価として算定。</p> <p>※2 補助金比率は、車両購入費用に占める補助金額の割合 (補助金比率=補助金額/車両購入費用)</p>
⑤	<p>○「補助金返納額のお知らせ」に記載した補助金返納額を期限までに返納ください。</p> <p>☆(注意) 国の規定に従って、納付期限は、通知から20日とさせていただきます。また、期限までに返納されないときは延滞金をお願いすることもあります。</p>

☆(注意)取得財産等の処分に該当する行為

補助金の目的は、クリーンエネルギー自動車の利用によって地球温暖化や大気汚染の原因となる自動車の有害な排出ガスの排出量低減に貢献することです。
これに反する以下の行為は取得財産等の処分に該当する行為となります。

- ①補助金の目的に反する使用 ②譲渡(売却) ③交換 ④貸付 ⑤廃棄
⑥担保に供すること

☆(注意)補助金返納の必要のない場合

財産処分が以下に該当する場合は、本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして補助金の返納は必要ありません。

- i. 取得財産等が天災等により走行不能となり抹消処分した場合
- ii. 取得財産等が過失の無い事故により走行不能となり抹消処分した場合
- iii. その他センターが特に認める場合

ただし「財産処分承認申請書」を提出いただき、承認を得る必要はあります。

☆(注意)財産処分承認申請書に記入する補助金交付決定番号が不明な時は、車検証(写)を添付して下さい。

✕無届で財産処分をした場合

- センターでは、定期的に、補助金を交付した車両の保有状況を調査しています。
センターの承認を得ずに、処分制限期間内に財産処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額の返納を求めることがあります。